

第 4表

2025年

春季賃上げ

妥結状況 (単純平均)

2025年3月19日 現在

(第2報)

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
(全都)

産 業 区 分	平均年齢	平均賃金	299人以下		300～999人		1,000人以上		全 規 模		対前年比	前年額	賃上げ率		
			件数	平均額	件数	平均額	件数	平均額	件数	平均額					
漁 業															
鉱業、採石業、砂利採取業															
建 設 業															
製 造 業	40.1	335,065	2	11,893	2	16,006	19	18,394	23	17,621	7.58	16,379	5.26		
内	食料品、たばこ	39.7	349,869					5	18,358	5	18,358	7.77	17,034	5.25	
	繊維、衣服	43.9	352,609					1	17,333	1	17,333	-1.15	17,534	4.92	
	木材、家具装備品														
	パルプ、紙、紙製品														
	印刷・同関連														
	化 学 工 業														
	石油・石炭製品														
	プラスチック製品														
	ゴ ム 製 品														
	なめし革・毛皮														
	窯業・土石製品														
	訳	鉄 鋼 業													
		非 鉄 金 属	39.7	326,735					1	19,421	1	19,421	-21.33	24,687	5.94
		金 属 製 品													
		機械器具製造業	37.4	288,431	2	11,893	1	16,850	3	18,296	6	15,921	25.78	12,658	5.52
		電子部品・デバイス・電子回路製造業	40.9	353,191					3	20,194	3	20,194	20.40	16,773	5.72
		電気機械器具	42.0	351,315					2	16,739	2	16,739	6.29	15,748	4.76
情報通信機械器具製造業		43.3	311,400					1	13,000	1	13,000	0.00	13,000	4.17	
輸送用機械器具	41.2	368,402			1	15,162	3	19,667	4	18,541	-5.60	19,641	5.03		
その 他 製 造															
電気・ガス・熱供給・水道業															
情 報 通 信 業															
内	通 信 ・ 放 送														
	情報サービス														
訳	情報制作(出版等)														
運 輸 業 ・ 郵 便 業	42.0	297,937	1	1,000	1	15,000	2	18,033	4	13,017	124.20	5,806	4.37		
内	私 鉄 ・ バ ス	42.1	341,945					1	16,202	1	16,202	54.30	10,500	4.74	
	道路貨物運送	43.0	269,901			1	15,000	1	19,864	2	17,432	197.37	5,862	6.46	
	その 他 運 輸	40.0	310,000	1	1,000					1	1,000	0.00	1,000	0.32	
卸 売 ・ 小 売 業	44.6	314,044					3	14,185	3	14,185	-2.60	14,564	4.52		
金 融 ・ 保 険 業															
不動産業、物品賃貸業															
学術研究、専門・技術サービス業	48.3	317,135	1	3,625					1	3,625	0.00	3,625	1.14		
宿泊業、飲食サービス業	42.5	320,010			1	18,013			1	18,013	17.06	15,388	5.63		
生活関連サービス業、娯楽業															
医 療 ・ 福 祉															
教育、学習支援															
複 合 サ ー ビ ス 事 業															
サ ー ビ ス 業 (そ の 他)	34.0	310,044	1	11,000			1	20,349	2	15,675	56.88	9,992	5.06		
総 平 均	40.6	326,400	5	7,882	4	16,256	25	17,938	34	16,262	14.56	14,195	4.98		

- (注) (1) 金額は原則として組合員平均である。
(2) 平均賃金は基準内賃金である(毎月決まって支給されているもので通勤費を除いたもの)。
(3) 単純平均は一組合当たりの平均で、加重平均とは組合員一人当たりの平均である。